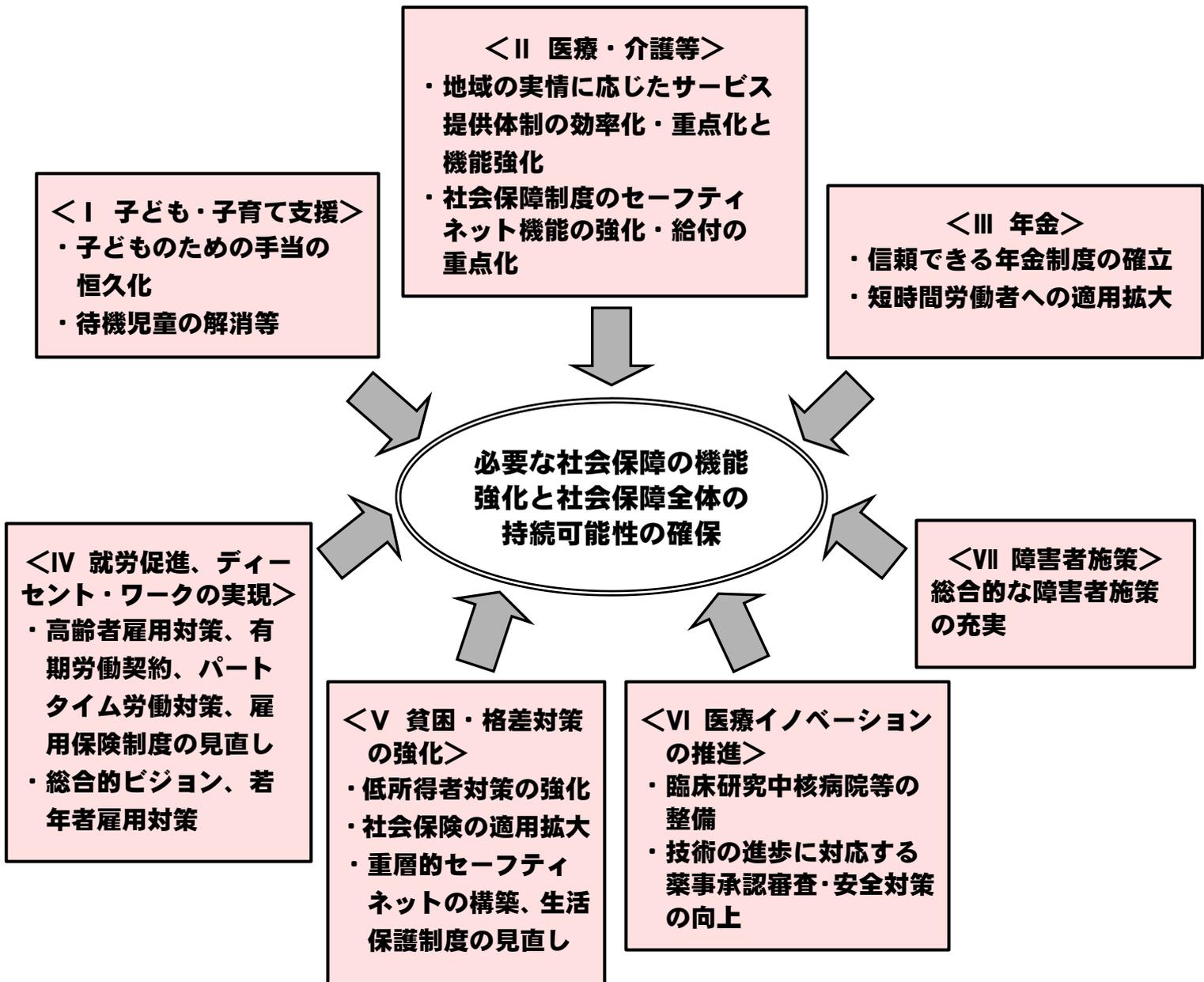


Ⅱ 平成24年度予算案のポイント

平成24年度予算案の主要施策



※ 平成23年12月20日の「社会保障・税一体改革素案骨子(社会保障部分)」で示された個別改革項目にしたがって、平成24年度予算案の主要施策の施策体系を整理。

< I 子ども・子育て支援 >

○子どものための手当制度

1兆2,840億円(1兆9,577億円)

- ・平成24年度以降の子どものための手当制度に関しては、以下の方針に沿って、所要額を平成24年度予算に計上する。

給付費総額 2兆2,857億円

- * 上記のうち、国負担分1兆3,283億円(厚生労働省予算1兆2,843億円、国家公務員分441億円)

- ① 3歳未満の子ども一人につき月額15,000円を、3歳以上小学校修了までの子ども(第1子・第2子)一人につき月額10,000円を、3歳以上小学校修了までの子ども(第3子以降)一人につき月額15,000円を、小学校修了後中学校修了までの子ども一人につき月額10,000円を支給する。年少扶養控除廃止に伴う手取り額の減少に対応するため、所得制限以上の者については、中学校修了までの子ども一人につき、5,000円を支給する。
- ② 所得制限は960万円(夫婦、子ども2人)を基準とし、これまでの児童手当制度と同様に扶養親族数等に応じた加減等を行い、被用者・非被用者の水準は同一とする。また、所得制限は、平成24年6月分から適用する。
- ③ 所得制限額未満の被用者に対する3歳未満の子どもに係る手当の費用の15分の7を事業主が負担し、その他の子どもに係る手当の費用を国と地方が2対1の割合で負担する仕組みとする。なお、都道府県と市町村の負担割合は、1対1とする。
- ④ 公務員については、所属庁から支給する。
- ⑤ 特別措置法で設けられた、保育料の手当からの直接徴収、学校給食費等の本人同意による手当からの納付、子どもの国内居住要件、施設入所子どもの施設の設置者への支給等については、同様の仕組みを設ける。

○待機児童解消策の推進など保育サービスの充実

4,304億円(4,082億円)

- ・待機児童の解消を図るため、保育所等の受入児童数の拡大(約5万人)を図る。
- ・延長保育、休日・夜間保育、病児・病後児保育などの充実を図る。

(参考)【平成 23 年度第 4 次補正予算案】

○「待機児童解消「先取り」プロジェクト」の強化 124 億円

- ・従来から実施している施設整備費支援と併せて、運営費支援について「安心こども基金」で実施する。
 - ・対象を待機児童のいる全ての自治体に拡大し、グループ型小規模保育事業での緊急時の安全対策等を管理する人の配置に要する経費や職員の配置等の基準を満たす認可外保育施設の開設準備経費等について、新たに財政支援を行う。
 - ・「地方版子ども・子育て会議」の設置や小規模かつ多機能な保育事業の実施により、保育サービスの供給が不足している地域にきめ細かく対応するモデル事業を創設する。
- ※ 「安心こども基金」の延長・積み増しについては、後述 9 ページ参照。

○放課後児童対策の充実 308 億円(308 億円)

- ・保育サービスの利用者が就学後に引き続きサービスを受けられるよう、放課後児童クラブの充実を図る。

○虐待を受けた子ども等への支援【一部新規】 915 億円(858 億円)

- ・本年 5 月に成立した「民法等の一部を改正する法律」により親権制度等の見直しが行われたことに伴い、保護者指導の強化を図るとともに、法人等による未成年後見人制度の普及促進等を行うため、新たに支援制度（未成年後見人に対する報酬等の補助）の創設等を行う。
- ・児童虐待防止医療ネットワークを推進する。

○社会的養護の充実【一部新規】 942 億円(887 億円)

- ・被虐待児等の増加に対応し、ケアの質を高めるため、社会的養護の施設の児童指導員・保育士等の基本的人員配置を引き上げる。(児童養護施設6:1→5.5:1等)
- ・児童養護施設等の小規模化・地域分散化を図り、家庭的養護を推進するため、里親への委託や、ファミリーホーム、小規模グループケア等への転換を促進するとともに、被虐待児童等への支援や要保護児童の自立支援の充実を図る。

(参考)【平成 23 年度第 4 次補正予算案】

○安心こども基金の積み増し・延長(平成 24 年度末) 1,234億円

平成 23 年度補正予算により「安心こども基金」を積み増すとともに、事業実施期限を平成 24 年度末まで延長する。

・保育サービス等の充実

待機児童の解消を目指す「子ども・子育てビジョン」の目標達成に必要な保育所の整備事業等の実施(「待機児童解消「先取り」プロジェクト」の強化等による、年間約 5 万人の受入児童数増など)

・すべての家庭を対象とした地域子育て支援の充実

子育て支援策に係る電算システムの改修への補助や東日本大震災により被災した子どもへの支援など

・ひとり親家庭への支援

・児童虐待防止対策の強化

(参考)【平成 23 年度第 4 次補正予算案】

○妊婦健康診査支援基金の積み増し・延長(平成 24 年度末) 181億円

妊婦が必要な回数(14 回程度)の健診が受けられるよう、公費助成を行う「妊婦健康診査支援基金」の平成 24 年度までの積み増し・延長を行う。

<Ⅱ 医療・介護等>

○診療報酬改定

10兆1,962億円(9兆8,744億円)

- ・国民・患者が望む安心・安全で質の高い医療が受けられる環境を整えていくため、概ね5,500億円(満年度)の診療報酬本体の引上げを行う。

全体改定率 +0.00% (+0.004%)

- ・診療報酬改定(本体) 改定率 +1.38% (+1.379%)
 - 各科改定率 医科 +1.55%
 - 歯科 +1.70%
 - 調剤 +0.46%

(重点項目)

- ・救急、産科、小児、外科等の急性期医療を適切に提供し続けることができるよう、病院勤務医等の負担の大きな医療従事者の負担軽減・処遇改善の一層の推進を図る。
- ・地域医療の再生を図る観点から、早期の在宅療養への移行や地域生活の復帰に向けた取組の推進など医療と介護等との機能分化や円滑な連携を強化するとともに、地域生活を支える在宅医療の充実を図る。
- ・がん治療、認知症治療などの推進のため、これらの領域における医療技術の進歩の促進と導入を図ることができるよう、その評価の充実を図る。

- ・薬価改定等 改定率 ▲1.38% (▲1.375%)
 - 薬価改定 ▲1.26%
 - 材料価格改定 ▲0.12%

○国民健康保険制度の公費負担の見直し

- ・財政運営の都道府県単位化を円滑に進める等のため、都道府県調整交付金を給付費等の7%から9%に引き上げる(1,526億円)。これに伴い、国の定率負担は給付費等の32%とする(平成24年度)。

○介護報酬の改定

2兆4,033億円(2兆2,679億円)

- ・平成24年度介護報酬改定においては、介護職員の処遇改善の確保、物価の下落傾向、介護事業者の経営状況、地域包括ケアの推進等を踏まえ、1.2%の改定率とする。

介護報酬改定	
改定率	+1.2%
在宅	+1.0%
施設	+0.2%

(改定の方向)

- ・介護職員の処遇改善については、これを確実にを行うため、これまで講じてきた処遇改善の措置と同様の措置を講ずることを要件として、事業者が人件費に充当するための加算を行うなど、必要な対応を講じることとする。
- ・介護サービス提供の効率化・重点化を図る観点から、各サービス間の効果的な配分を行い、施設から在宅介護への移行を図る。
- ・24時間定期巡回・随時対応サービスなどの在宅サービスや、リハビリテーションなど自立支援型サービスの強化を図る。
- ・介護予防・重度化予防については、真に利用者の自立を支援するものとなっているかという観点から、効率化・重点化する方向で見直しを行う。

(参考)【平成23年度第4次補正予算案】

○後期高齢者医療制度臨時特例基金等の積み増し・延長等(平成24年度分) 2,719億円

70歳～74歳の窓口負担軽減措置、被用者保険の被扶養者であった方及び低所得の方の保険料軽減措置を継続するための「後期高齢者医療制度臨時特例基金」等の平成24年度までの積み増し・延長等を行う。

○地域医療確保対策

92億円(82億円)

①地域医療支援センターの整備の拡充

7.3億円(5.5億円)

- ・都道府県が設置する「地域医療支援センター」の箇所数を拡充し、医師の地域偏在解消に向けた取り組みを推進する。

②専門医の在り方に関する検討

27百万円(24百万円)

- ・地域に必要な専門医がバランスよく分布するよう、診療領域別の必要医師養成数の実態把握や総合的な診療能力を有する医師の在り方を含め、専門医に関して幅広く検討を行う。

③チーム医療の普及推進【新規】(一部重点化)

2.4億円

- ・質の高いチーム医療の実践を全国の医療現場に普及定着させ、医師、歯科医師、薬剤師、看護師等医療関係職種の業務の効率化・負担軽減等を図るとともに、質の高い医療サービスを実現する。

④医療情報連携・保全基盤の整備【新規】(復旧・復興)

9.5億円

- ・医療機関の主要な診療データを、平時から標準的な形式で外部保存しバックアップすることにより、災害時にも過去の診療情報を参照できる手段を確保し、継続した医療の提供を可能とするとともに、平常時には連携医療機関相互でデータの閲覧を可能とし、質の高い地域医療連携に活用できる医療情報連携・保全基盤を整備する。

○在宅医療・介護の推進

35億円(1.1億円)

(1)在宅チーム医療を担う人材の育成【新規】(重点化)

1.1億円

- ・今後、増加が見込まれる在宅療養者への質の高い在宅医療を提供できるよう、地域で在宅医療を担う人材(指導者)を養成するための多職種協働研修などを行うことにより、在宅医療を担う人材の知識・技術の向上やチーム医療の展開を図る。

(2)実施拠点となる基盤の整備

23億円(1.1億円)

①在宅医療連携体制の推進(一部重点化)(一部復旧・復興)

21億円(1.1億円)

- ・多職種協働による在宅療養中の患者の支援体制を構築し、地域での包括的かつ継続的な在宅医療の提供に向け、在宅医療を提供する医療機関等による連携を地域や疾患の特性に応じて推進する。

②在宅医療を提供する拠点薬局の整備【新規】(重点化)

1.6億円

- ・がん患者等の在宅医療を推進するため、高い無菌性が求められる注射薬や輸液などを身近な薬局で調剤できるよう、地域拠点薬局の無菌調剤室の共同利用体制をモデル的に構築する。

③栄養ケア活動の支援【新規】

52百万円

- ・栄養ケアの支援体制を構築するため、地域で栄養ケアを担う管理栄養士等の人材の確保、関係機関等と連携した先駆的活動を行う公益法人等の取組の推進を図る。

④在宅サービス拠点の充実【新規】

- ・小規模多機能型居宅介護と訪問看護のサービスを組み合わせた「複合型サービス事業所」、訪問介護と訪問看護が密接に連携した「定期巡回・随時対応サービス」、訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の開設に必要な備品購入費等の支援を行う。

(地域介護・福祉空間整備推進交付金(13億円)の内数)

※ 介護基盤緊急整備等臨時特例基金の延長等

「複合型サービス事業所」や「定期巡回・随時対応サービス」の整備については、新たに「介護基盤緊急整備等臨時特例基金」のメニューに追加し、基金の実施期間を平成24年度まで延長。

⑤低所得高齢者の住まい対策【新規】

- ア 低所得高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を続けられるよう、小規模な養護老人ホームの整備に対する支援を行う。

- イ 小規模な養護老人ホーム及び都市型軽費老人ホームの開設に必要な備品購入費等の支援を行う。

(地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金等(57億円)の内数)

(3)個別の疾患等に対応したサービスの充実・支援

11億円

①国立高度専門医療研究センターによる在宅医療等推進のための研究事業【新規】(一部重点化)(一部復旧・復興(復興庁計上))

6.4億円

- ・国立高度専門医療研究センターの専門性を活かして、個別の疾患等の特性に応じた研究を実施する。

②在宅医療推進のための医療機器の承認の促進【新規】(重点化)

14百万円

- ・在宅医療の現場で必要とされている医療機器について、その特性を踏まえて迅速な薬事承認のための指針の策定等を進める。

- ③在宅医療推進のための看護業務の安全性等の検証【新規】(重点化) 70百万円
- ・患者・家族が希望する在宅医療を実現するため、専門的な臨床実践能力を有する看護師が医師の包括的指示を受け、看護業務を実施できる仕組みの構築に向け、業務の安全性や効果の検証を行う。
- ④在宅介護者への歯科口腔保健の推進【新規】(重点化) 1億円
- ・在宅介護者（在宅療養者を介護する家族等）への歯科口腔保健（歯科疾患の予防に向けた取組み等による口腔の健康の保持）の普及推進を通じて在宅療養者の健康の保持・向上を図るため、歯科診療所が訪問歯科診療等により行う歯科診療の予防に向けた取組みに必要な口腔内洗浄装置等を整備する。
- ⑤在宅緩和ケア地域連携事業【新規】(重点化) 1.1億円
- ・在宅緩和ケアの地域連携体制を更に推進するため、がん診療連携拠点病院が都道府県と連携して二次医療圏内の在宅療養支援を行う医療機関の協力リストを作成し、連携機能を強化するとともに、在宅緩和ケアを専門とする医師等と協力して在宅療養支援を行う医師等に対して在宅緩和ケアの知識や技術の向上を図る研修を実施する。
- ⑥難病患者の在宅医療・介護の充実・強化事業【新規】(一部重点化) 45百万円
- ・在宅医療・介護を必要とする難病患者が安心・安全な生活を営めるよう、在宅難病患者の日常生活支援の強化のため、医療・介護従事者研修の実施や災害時の緊急対応に備え、重症神経難病患者の受入機関確保のための全国専門医療機関ネットワークの構築等を通じて包括的な支援体制の充実・強化を図る。
- ⑦HIV感染者・エイズ患者の在宅医療・介護の環境整備事業【新規】(一部重点化) 40百万円
- ・HIV 治療の進歩により長期存命が可能となった HIV 感染者・エイズ患者の在宅医療・介護の環境を整備するため、訪問看護師や訪問介護職員への実地研修、かかりつけ医や地域の歯科医への講習会等を実施する。
- ⑧在宅での疼痛緩和のための医療用麻薬の適正使用の推進【新規】(重点化) 52百万円
- ・在宅患者のニーズに合った在宅緩和ケアを遅滞なく提供できるよう、地域単位での医療用麻薬の在庫管理システムを開発・活用するモデル事業等を実施するとともに、医療用麻薬の適正使用の推進に向けた普及啓発を行う。

○地域ケア多職種協働推進等事業【新規】 **7.7億円**

- ・地域包括支援センターの医療・介護等の多職種連携機能を強化するため、ネットワーク構築や多職種連携の場である地域ケア会議の運営の指導的な役割を担う人、専門的な助言を行う OT・PT、地域保健の医師・保健師や管理栄養士等の専門職の確保を支援する事業を行う。

○認知症を有する人の暮らしを守るための施策の推進 **29億円(27億円)**

①市町村での認知症施策の推進等

- ・認知症地域支援推進員を中心に、市町村で医療、介護や生活支援サービスが有機的に連携したネットワークを構築し、認知症の人への効果的な支援を行う取組の拡充を図る。

②地域での市民後見活動の仕組みづくりの推進

- ・市民後見人（弁護士、司法書士等の専門職以外の後見人）を育成するとともに、その活動を支援するなど、地域での市民後見活動の仕組みづくりの更なる推進を図る。

○福祉用具・介護ロボットの実用化の支援 **83百万円(83百万円)**

- ・福祉用具や介護ロボット等の実用化を支援するため、試作段階の機器等を用いた臨床的評価やモニター調査等を通じ、実用的な機器の開発に資するスキームの構築を図る。

○市町村介護予防強化推進事業【新規】 **2.8億円**

- ・閉じこもりやうつ等により通所での事業参加が困難な高齢者に対し、生活機能の低下予防に効果的な訪問型介護予防プログラムを開発し、全国へのマニュアル提示などを行う。

○後発医薬品の使用促進 **4.8億円(4.7億円)**

- ・後発医薬品の品質・安定供給の確保、情報提供の充実や普及啓発等による環境整備に関する事業等を引き続き実施する。
- ・後発医薬品の更なる信頼性向上のため、評価基準の検討や、これまでの取組への検証等を行う。

○新型インフルエンザ対策の強化【新規】 **3百万円**

- ・新型インフルエンザ発生時に、地域の発生状況に応じ都道府県ごとに実施すべき対策を判断するため、国と都道府県等が危機管理の観点から連携強化を図り、対策の準備を行う。

(参考)【平成 23 年度第 4 次補正予算案】

○抗インフルエンザウイルス薬・プレパンデミックワクチン原液の備蓄等 91億円

新型インフルエンザの発生時に迅速に対応するため、抗インフルエンザウイルス薬やプレパンデミックワクチン原液の備蓄等を行う。

また、今般改定された新型インフルエンザ対策行動計画で盛り込まれたプレパンデミックワクチンの事前製剤化を実施する。

(参考)【平成 23 年度第 4 次補正予算案】

○子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金の積み増し・延長(平成 24 年度末)

526億円

子宮頸がん予防ワクチン・ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンの接種事業を継続するため、「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金」の平成 24 年度までの積み増し・延長を行う。

○小児がん拠点病院の機能強化【新規】(一部重点化) 4億円

・小児がん対策を推進するため、診療や緩和ケアを行うがん医療従事者の育成、小児がん患者への相談支援や療育環境を確保するためのプレイルールの運営等に必要な経費について財政支援を行う。

○難病患者の生活支援等の推進(特定疾患治療研究事業)

350億円(280億円)

・都道府県の超過負担縮減のために、特定疾患治療研究事業の充実を図る。
※ 年少扶養控除の廃止等による地方財政の増収分の対応の一部を特定疾患治療研究事業の地方の超過負担の財源として活用(平成 24 年度暫定的対応)(269 億円)

<Ⅲ 年金>

○持続可能で安心できる年金制度の運営

8兆945億円(10兆3,755億円)

〔※ このほか年金差額分(2兆4,879億円)と運用収入相当額とを合算した額の「年金交付国債」(仮称)を発行。〕

- ・平成24年度の基礎年金国庫負担割合は、歳出予算(36.5%分)と税制抜本改革により確保される財源で償還される「年金交付国債」(仮称)により2分の1を確保する。
※ 平成24年度における「年金交付国債」(仮称)の発行額
平成24年度の基礎年金の給付に要する費用の2分の1と36.5%の差額分(2兆4,879億円)及び運用収入相当額(譲渡可能な国債での運用により得られる収益と同等になるよう算定)とを合算した額
- ・かつて、特例法でマイナスの物価スライドを行わず年金額を据え置いたこと等により、2.5%本来の年金額より高い水準の年金額で支給している措置について、年金財政の負担を軽減し、現役世代(将来の受給者)の将来の年金額の確保につなげるため、今の受給者の年金額を本来の水準に計画的に引き下げる。(平成24年度から平成26年度の3年間で解消し、平成24年10月から0.9%引下げ)

○紙台帳とコンピュータ記録との突合せの促進

660億円(736億円)

- ・年金受給者について、紙台帳等とコンピュータ上の年金記録の突合せを行うとともに、その結果について必要なお知らせ等を進める。

＜Ⅳ 就労促進、ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の実現＞

全員参加型社会の実現

○「大学生現役就職促進プロジェクト」の推進等による新規学卒者等の就職支援の強化【一部新規】（一部重点化）（一部復旧・復興（復興庁計上））

112億円（106億円）

- ・大学の未就職卒業生等の減少を図り、将来の日本を担う人材として育成するため、「新卒応援ハローワーク」を拠点としてジョブサポーターを配置し、主に現役大学生を対象に、ジョブサポーターの大学への恒常的な出張相談や、大学等の協力を得て未内定者の全員登録・集中支援などを行う「大学生現役就職促進プロジェクト」を実施するなど、新規学卒者等への就職支援の強化を図る。
- ・東日本大震災の影響により就職環境が厳しい状況であることが見込まれるため、被災地の新卒者・既卒者等への就職支援を強化する。

○「若者ステップアッププログラム」によるフリーター等の就職支援の強化【一部新規】

65億円（63億円）

- ・個別支援など専門的支援を中核として、トライアル雇用の活用や職業訓練の活用促進等により、フリーター等の就職支援を一層強化する「若者ステップアッププログラム」を推進する。

※ 大都市部には、支援拠点を設置

○ジョブ・カード制度の推進

105億円（107億円）

- ・非正規労働者等のキャリア・アップのための有効なツールである「ジョブ・カード」について、対象となる訓練を公的な訓練全般（公共職業訓練や求職者支援制度による訓練）に拡大する。
- ・求職者と求人企業とのマッチングでの活用の促進や、「ジョブ・カード普及サポーター企業」の開拓等により、「ジョブ・カード」の取得促進を図る。さらに、キャリア形成支援の観点から、対象者を中小企業等の在職労働者や大学生等に拡大する。

○女性の就業の拡大（就業率のM字カーブの解消）

120億円（125億円）

- ・男女雇用機会均等対策の推進、育児休業、介護休業等を利用しやすい職場環境の整備を図る。
- ・子育て中の女性等がその能力を發揮できる職場を確保できるよう、マザーズハローワ

ーク事業の設置拠点を拡充（168 箇所→173 箇所）するなど、一層の強化等を図る。

○希望者全員の65歳までの雇用確保【一部新規】 **44億円(9.1億円)**

- ・公的年金支給開始年齢（報酬比例部分）の65歳への引上げが平成25年度から開始されることに伴い、65歳まで希望者全員の雇用が確保されるよう、労働政策審議会の議論を踏まえ、雇用と年金を確実に接続させるための法整備について検討するとともに、定年を控えた高年齢者で、その知識や経験を活かすことができる他の企業での雇用を希望する者を、職業紹介事業者の紹介により雇い入れる事業主への助成など企業の取組への必要な支援を行う。

○雇用率達成指導の強化、地域の就労支援力の更なる強化

82億円(77億円)

- ・中小企業に重点を置いた雇用率達成指導や就職面接会を実施するとともに、雇用と福祉の連携のための「障害者就業・生活支援センター」の拡充（322箇所→327箇所）・機能強化を図る。

○障害特性・就労形態に応じたきめ細かな支援策の充実・強化

29億円(29億円)

- ・ハローワークでの精神障害者や発達障害者への支援体制や在宅就業障害者への支援の充実を図る。

○成長分野の人材育成の推進【一部新規】 **2,053億円(1,238億円)**

- ・介護・福祉、医療、子育て、情報通信等の成長分野について、民間教育訓練機関等を活用した実践的な公共職業訓練及び求職者支援訓練を推進するとともに、訓練修了者への就職支援を強化する。
- ・環境・エネルギー分野など、今後成長が期待される分野で、事業主等への委託による職場での実施を主体とした実践的な職業能力を付与する職業訓練の実施（成長分野人材育成プログラム）を推進するとともに、事業主団体、大学等と連携し、カリキュラムの開発等を行う。

○新事業展開地域人材育成支援事業の推進【新規】(重点化) **1億円**

- ・地場産業が集積する地域の業界団体等（事業協同組合等）が教育訓練機関と連携し、新たな事業展開を図る企業に対し、教育訓練カリキュラムの開発・教育訓練の実施等の支援を行うことにより、地域の活性化・雇用の確保を図る観点で地場産業を支える企業の人材育成支援を行う。

ディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)の実現

○有期労働契約に関する新たなルールの整備【新規】 53百万円

- ・有期労働契約によって働く労働者について、労働政策審議会での議論を踏まえ、雇用の安定や公正な処遇の実現に向けた法制度の整備について検討し、必要な措置を講ずる。

○パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保と正社員転換の推進 5億円(3.6億円)

- ・パートタイム労働法に基づく指導、専門家による相談・援助や職務分析・職務評価の導入支援を行うほか、労働政策審議会でのパートタイム労働者の公正な待遇の確保に向けた法制度の整備についての検討を踏まえ、必要な措置を講ずる。

○過重労働の解消等のための働き方・休み方の見直し 11億円(13億円)

- ・都道府県労働局に働き方・休み方の改善のためのコンサルタントを配置し、恒常的な長時間労働などの実態がみられる業種や職種を重点に過重労働の解消に取り組むとともに、計画年休制度の導入促進などにより、年次有給休暇の取得を促進する。

○職場でのメンタルヘルス対策の推進【一部新規】 36億円(35億円)

- ・ストレス症状を有する人への面接指導制度の創設や、産業医が他の医師等と連携してメンタルヘルス対策を実施する体制の整備に向けた法令等の整備を行い、円滑な実施を図る。また、事業場でのメンタルヘルス対策を含めた産業保健活動の支援の充実を図る。

○職場での受動喫煙防止対策の推進【一部新規】 7.4億円(4.3億円)

- ・職場の全面禁煙又は空間分煙等による受動喫煙防止対策の事業者への義務付けなどの法令等の整備を行い、円滑な実施を図る。また、受動喫煙防止対策に係る相談対応等の技術的支援や、喫煙室設置に係る財政的支援を推進する。

○最低賃金引上げにより最も影響を受ける中小企業への支援と最低賃金の遵守の徹底 41億円(56億円)

- ・「雇用戦略対話」での合意を踏まえ、最低賃金引上げにより最も影響を受ける中小企業への支援を引き続き実施する。また、最低賃金の遵守の徹底を図る。

重層的なセーフティネットの構築

○雇用調整助成金を活用した企業の雇用維持努力への支援の実施

2,101億円(3,927億円)

- ・雇用調整助成金や中小企業緊急雇用安定助成金を活用し、引き続き労働者の雇用の維持に取り組む事業主を支援する。

○雇用保険制度によるセーフティネットの確保

1,714億円(2,156億円)

- ・リーマン・ショック以降の雇用失業情勢の悪化に対応するための給付日数の延長（個別延長給付）等の暫定措置（平成23年度末までの措置）について、依然として厳しい雇用失業情勢にあることなどから、2年間の延長の措置を講ずる。

※ 失業等給付に係る雇用保険料率は平成24年4月1日から1.2%を1.0%に引き下げる予定。

※ 失業等給付費として、1兆7,790億円（2兆298億円）を計上。

○求職者支援制度による職業訓練や給付金の支給等を通じた就職支援

（一部復旧・復興（復興庁計上））

1,479億円(665億円)

- ・東日本大震災の影響による全国的な雇用の悪化への対応を含め、「求職者支援制度」により、雇用保険を受給できない求職者に対し、求職者が新たな職業能力や技術を身につけるための職業訓練を実施するとともに、訓練期間中の生活を支援するための給付金を支給すること等により、求職者の早期の就職支援を行う。

※ うち一般会計及び東日本大震災復興特別会計（仮称）から労働保険特別会計雇用勘定への繰り入れ 361 億円を計上。

○「福祉から就労」支援事業の拡充（一部復旧・復興（復興庁計上））

40億円(28億円)

- ・自治体とハローワークの協定等による連携を基盤とし、生活保護等の福祉給付受給者を対象に、申請段階等からの早期アプローチ、求人開拓、能力開発を通じたマッチングや定着に向けたフォローアップ等就労支援の強化を図る。

< V 貧困・格差対策の強化 >

- 求職者支援制度による職業訓練や給付金の支給等を通じた就職支援
(一部復旧・復興(復興庁計上))(再掲・21ページ参照)

1,479億円(665億円)

- 「福祉から就労」支援事業の拡充(一部復旧・復興(復興庁計上))(再掲・21ページ参照)

40億円(28億円)

- 生活保護受給者の就労・自立支援対策(トランポリン機能)の強化【新規】

セーフティネット支援対策等事業費補助金(237億円)の内数

- ・生活保護受給者や生活保護に至るおそれのある者のうち、通常の就労支援では直ちに就職には結びつきにくい方を対象に、生活のリズムづくりなど基本的な日常生活習慣の改善支援、就職に結びつきやすい清掃・警備・介護などの基礎技能の習得支援、能力に合わせたきめ細かい個別求人開拓等の取組を総合的に実施する。

- 子どもの貧困対策支援の充実(「貧困の連鎖」の防止)(一部重点化)

セーフティネット支援対策等事業費補助金(237億円)の内数

- ・生活保護世帯などの子どもやその親への養育相談・学習支援等を実施し、生活保護世帯の子どもが大人になって再び生活保護を受給するといった「貧困の連鎖」の防止を図る。

- 地域生活定着促進事業の実施(一部重点化)

セーフティネット支援対策等事業費補助金(237億円)の内数

- ・高齢又は障害により自立が困難な矯正施設退所者の社会復帰や地域生活への定着をより促進するため、各都道府県の「地域生活定着支援センター」と保護観察所が協働して、入所中から退所後まで一貫した相談支援を行う。

- 貧困・格差に関する指標の開発【新規】

3百万円

- ・貧困・格差の実態を総合的・継続的に把握し、施策に反映できるよう、各国の指標を参考としながら、客観的な貧困・格差の指標を開発するため、検討会を開催する。

<Ⅵ 医療イノベーション>

○ライフ・イノベーションの一体的な推進 127億円

(1) 個別重点分野の研究開発・実用化支援【新規】(一部重点化) 71億円

・国民のニーズの高いがん、B型肝炎、難治性・希少性疾患等について、診断法・治療法や医薬品等を開発し、実用化に向けた取組を推進する。

①がん診断・治療研究の推進 16億円

・難治性がん、小児がん等の希少がんを中心に、革新的診断法・治療薬の実用化のための質の高い臨床試験を推進する。

②B型肝炎の創薬実用化研究等の推進 28億円

・B型肝炎の画期的な新規治療薬の開発等を目指し、基盤技術の開発を含む創薬研究や、治療薬としての実用化に向けた臨床研究等を総合的に推進する。

③気分障害の診断・治療研究の推進 50百万円

・うつ病などの気分障害の客観的な診断法や病態メカニズムに応じた効果的な治療法の研究・開発を推進する。

④希少疾病用医薬品・医療機器の開発支援 2億円

・極めて患者数の少ない希少疾病に効果のある医薬品・医療機器の開発に取り組む企業への助成率の引上げ等、開発支援の充実を図る。

⑤再生医療、iPS細胞研究等の推進 12億円

・iPS細胞等ヒト幹細胞を用いた再生医療技術の基盤を構築するとともに、臨床応用に向けた免疫拒絶対策等の研究、iPS細胞から分化・誘導した細胞による創薬・医薬品の安全性評価への応用を推進する。

⑥個別化医療の推進 13億円

・個人のゲノム情報に基づく個別化医療の推進に必要な基盤を整備するため、国立高度専門医療研究センターが連携してバイオバンクを整備し、収集した生体試料を活用した研究を推進する。

(2) 臨床研究中核病院等の整備及び機能強化 34億円

①臨床研究中核病院の整備【新規】(一部重点化)(一部復旧・復興(復興庁計上))

26億円

・日本の豊富な基礎研究の成果から革新的な医薬品・医療機器を創出するには、質の高い臨床研究のデータをもとに薬事承認につなげる必要があることから、国際水準(ICH-GCP(※1)準拠)の臨床研究の実施や医師主導治験の中心的役割を担うとともに、最適な治療法を見いだすための臨床研究を実施する基盤として、臨

床研究中核病院を5箇所整備（※2）する。

※1 ICH-GCP：日米EU医薬品規制調和国際会議による医薬品の臨床試験の実施基準

ICH (International Conference on Harmonization of Technical Requirements
for Registration of Pharmaceuticals for Human Use)

GCP (Good Clinical Practice)

※2 うち1箇所は、被災地域での革新的な医薬品・医療機器創出拠点の形成を通じ、質の高い臨床研究を実施するとともに産業集積、新産業創出により復興を図ることを目的として、復旧・復興対策経費により整備する。

②国際水準で実施する臨床研究等の支援【新規】(一部重点化)(一部復旧・復興(復興庁計上)) 8億円

・臨床研究中核病院での国際水準の臨床研究を支援するとともに、国立高度専門医療研究センターの体制整備を行い、臨床研究等を支援する。

(3)技術の進歩に対応する薬事承認審査・安全対策の向上【新規】(重点化)

21億円

①安全性・有効性の評価法の確立、人材の育成 12億円

- ・革新的な医薬品・医療機器・再生医療製品の、臨床上の評価に関するガイドライン（審査の方針、実用化研究において考慮すべき安全性と有効性確保のための考え方）を国が作成するため、最先端の技術を研究している大学等におけるレギュラトリーサイエンス（※）を基盤とした安全性と有効性の評価法の確立を支援する。
- ・開発途上の最先端の技術の安全性と有効性を評価できる人材を育成するため、その大学等、国立医薬品食品衛生研究所（NIHS）、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）等の間で人材交流を行う。

※レギュラトリーサイエンス：科学技術の成果を人と社会に役立てることを目的に、根拠に基づく的確な予測、評価、判断を行い、科学技術の成果を人と社会との調和の上で最も望ましい姿に調整するための科学。（平成23年8月19日閣議決定「科学技術基本計画」より。）

②薬事承認審査の迅速化に必要なガイドラインの作成に向けた研究の推進等 3.7億円

- ・革新的な医薬品・医療機器・再生医療製品について、安全性と有効性を確保しつつ審査を迅速化するため、上記①の大学等における成果も活用し、NIHS・PMDAにおいて審査に必要なガイドライン作成の基盤となるレギュラトリーサイエンス研究を推進する。
- ・革新的な医療機器の承認後における安全かつ適正な使用を確保するため、関連学

会と連携して、医療機器を使用する際の人的・施設的要件に関するガイドラインを作成等する。

③安全対策の強化

3.5億円

- ・新技術の未知のリスクに対応し、医薬品・医療機器・再生医療製品の安全対策の強化・充実を図るため、PMDAにおいて大規模医療情報データベースを安全対策に活用するための分析手法を開発する。
- ・特に安全性情報が限られる小児への医薬品の使用情報を収集するため、独立行政法人国立成育医療研究センターに「小児と薬情報センター」を設置する。

④生産・流通のグローバル化への対応

1.8億円

- ・医薬品・医療機器・再生医療製品開発のグローバル化に対応した審査体制を整備するため、海外主要国における医薬品・医療機器・再生医療製品の承認情報についてこれまでの承認情報を整理するとともに、新規の承認情報をタイムリーに把握し、データベースを構築する。
- ・個人輸入される偽造医薬品等の監視・取締りや啓発に活用するため、健康被害や医薬品等の不正な輸入に関する情報を収集するホットラインを設置するとともに、消費者に偽造医薬品等に関する注意啓発を行う。

(4)費用対効果を勘案した医療技術等の評価に関する研究・調査【新規】

(重点化)

75百万円

- ・医療技術等の保険償還価格の設定に関し、さらなるイノベーションの評価や、開発のインセンティブを確保しつつ費用対効果を勘案した技術等の評価を行うため、海外報告事例の調査や適応の可能性についての検討等を行う。

<Ⅷ 障害者施策>

○良質な障害福祉サービスの確保【一部新規】 7,434億円(6,342億円)

- ・障害者等が地域や住み慣れた場所で暮らすために必要な障害福祉サービスを計画的に確保する。
- ・平成24年4月に+2.0%の障害福祉サービス費用（報酬）の改定を行い、福祉・介護職員の処遇改善、通所サービス等の送迎を含む障害者の地域生活の支援、障害福祉サービスの質の向上等を推進する。

○地域生活支援事業の着実な実施【一部新規】(一部重点化)

450億円(445億円)

- ・移動支援やコミュニケーション支援など障害児・者の地域生活を支援する事業について、市町村等での事業の着実な実施や定着を図る。
- ・障害児・者が地域生活へ移行するための支援や、安心して地域で暮らすことができるための支援体制を整備するため、地域での相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの機能強化や成年後見制度の利用を促進するとともに、児童発達支援センターの地域支援機能の強化など障害児支援の充実を図る。

○障害児・者への福祉サービス提供体制の基盤整備【一部新規】(一部重点化) (一部復旧・復興) 117億円(108億円)

- ・障害児・者の地域移行・地域定着支援や就労支援の充実を図るため、生活介護や就労継続支援等の「日中活動の場」の基盤整備を推進するとともに、グループホーム等の「住まいの場」の整備を推進する。
- ・基幹相談支援センターの設置を促進するとともに、児童発達支援センターの地域支援機能の強化や障害児入所施設の小規模グループによる療育など障害児支援の充実を図るための整備を推進する。
- ・災害時に、障害福祉サービス事業所や障害児施設等に障害児・者の緊急の受入が可能となる設備等を備えた防災拠点等の整備を推進する。
- ・なお、これまで社会福祉施設等施設整備費補助金の整備対象としてきた大規模修繕等及び保護施設等の整備については、平成24年度から地域自主戦略交付金（一括交付金）により対応する。

(参考)【平成 23 年度第 4 次補正予算案】

○障害者自立支援対策臨時特例基金の積み増し・延長(平成 24 年度末) 115億円

障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業の所要額の積み増し及び平成 24 年度までの期間延長を行い、事業所の運営の安定化支援、設備等の整備、法施行に伴い必要な地方自治体の経費助成等を実施する。

(参考)【平成 23 年度第 4 次補正予算案】

○社会福祉施設整備等の追加財政措置 30億円

社会福祉施設等施設整備費補助金に係る各自治体からの整備計画に対応するための所要額を計上し、障害福祉サービス提供体制の基盤整備を促進する。

東日本大震災復興特別会計(仮称)の主な施策

※復興庁で一括計上される経費

<第1 地域における暮らしの再生>

(水道施設の整備)

- ※ ○水道施設の復旧・復興 200億円
- ・東日本大震災の津波等で甚大な被害を受けた地域で、都市計画の見直しを伴うなど、通常
の原形復旧では対応できない水道施設の復旧・復興を図る。

(災害救助の実施)

- ※ ○災害救助法による災害救助 494億円
- ・東日本大震災による被災者の方々の住居の安定を図るなど、応急救助に必要な経費を負担
する。

(雇用の確保)

- ※ ○求職者支援制度による職業訓練や給付金の支給等を通じた就職支援(東日本大震災復興特別会計(仮称)から労働保険特別会計雇用勘定への繰り入れ) 76億円
- ・東日本大震災の影響による全国的な雇用の悪化への対応を含め、「求職者支援制度」により、雇用保険を受給できない求職者に対し、求職者が新たな職業能力や技術を身につけるための職業訓練を実施するとともに、訓練期間中の生活を支援するための給付金を支給すること等により、求職者の早期の就職支援を行う。
- ※ ○新規学卒者等の就職支援の強化 4.4億円
- ・来春以降の新規学卒者等については、東日本大震災の影響により特に被災地域の就職環境が厳しい状況であることが見込まれるため、被災地域を中心に重点的にジョブサポーターを配置し、学校との連携を強化し新卒者等の支援を行う。
 - ・就職面接機会の継続的な提供を行える体制を整備し、各種就職面接会を実施し、多くの就職機会の提供を図る。

※ ○自治体等と連携した被災求職者等への生活・就労総合支援事業の実施 13億円

- ・自治体や震災復旧・復興支援等を行う機関とハローワークが連携し、住居・生活に関する総合的な相談・援助を行うほか、被災求職者等を対象に、担当者制による職業相談・職業紹介、求人開拓、能力開発を通じたマッチングや定着に向けたフォローアップ等のきめ細かい就労支援を実施する。

(その他)

※ ○被災地域の復興に向けた臨床研究中核病院の整備【新規】 5.1億円

- ・被災地域での革新的な医薬品・医療機器創出拠点の形成を通じ、質の高い臨床研究を実施するとともに産業集積、新産業創出により復興を図ることを目的として、国際水準の臨床研究の実施や医師主導治験の中心的役割を担う基盤となる、臨床研究中核病院を1箇所整備する。

※ ○被災地域の復興に向けた国際水準で実施する臨床研究等の支援【新規】 1億円

- ・被災地域での革新的な医薬品・医療機器創出拠点の形成を通じ、質の高い臨床研究を実施するとともに産業集積、新産業創出により復興を図ることを目的として、臨床研究中核病院での国際水準の臨床研究を支援する。

※ ○被災地域の復興に向けた医薬品・医療機器の実用化支援【新規】 10億円

- ・革新的な医薬品・医療機器を創出するとともに、産業のさらなる発展や雇用の創出を通じた震災からの復興に貢献することを目指して、被災地域での大学、研究機関発のシーズ開発を後押しし、臨床研究及び医師主導治験を支援する。

※ ○東日本大震災の影響を受けた母子家庭等への経済的支援 8億円

- ・東日本大震災の影響を受けた母子家庭等に対し、母子寡婦福祉貸付金による経済的支援を行う。

※ ○被災した生活衛生関係営業者への支援 1.4億円

- ・東日本大震災により被災した営業者自らが復興の担い手となるよう、被災した営業者の営業再開を支援する。

- ※ ○災害時の福祉支援ネットワークの構築【新規】 5.2億円
 - ・災害時において災害弱者（高齢者・障害者等支援が必要な方々）に対し緊急的に対応を行えるよう、民間事業者、団体等の広域的な福祉支援ネットワークを構築し、災害対策の強化を図る。

- ※ ○東日本大震災復旧・復興工事に係る安全衛生確保支援対策【新規】 10百万円
 - ・復旧・復興工事現場におけるアスベスト濃度の簡易測定方法の開発、復旧・復興工事に伴う労働災害の分析及び予防対策に関する調査研究を行う。

- ※ ○医療保険制度の一部負担金減免等の特別措置 98億円
 - ・東京電力福島第一原発の事故により設定された警戒区域等の住民の方について、医療保険の一部負担金や保険料の減免等の措置を延長する場合に、保険者の負担を軽減するための財政支援を行う。

- ※ ○介護保険制度の利用者負担減免等の特別措置 44億円
 - ・東京電力福島第一原発の事故により設定された警戒区域等の住民の方について、介護保険の利用者負担や保険料の減免の措置を延長する場合に、保険者等の負担を軽減するための財政支援を行う。

- ※ ○障害福祉サービス等の利用者負担免除の特別措置 16百万円
 - ・東京電力福島第一原発の事故により設定された警戒区域等の住民の方について、その利用者負担の免除の措置を延長する場合に、市町村等の負担を軽減するための財政支援を行う。

＜第2 原子力災害からの復興＞

- 放射性物質による食品等の汚染に対する取組みへのWHO等による支援【新規】 **95百万円**
- ・WHOや国際がん研究機関（IARC）が食品等に関する検査等に対して助言や諸外国から信頼される情報発信等の支援を行うに当たり必要な費用を拠出する。
- 食品中の放射性物質対策の推進【新規】 **2億円**
- ・食品中の放射性物質の安全対策を推進するため、新たに設定する基準値について、食品の汚染状況や摂取状況を調査し、継続的に検証するとともに、国において流通段階での買上調査を実施するなどの対策を推進する。
- ※ ○自治体における食品中の放射性物質の検査体制の整備支援等 **5.1億円**
- ・食品中の放射性物質の安全対策を推進するため、新たに設定する基準値の下で円滑にモニタリング検査が行えるよう、自治体の検査機器の整備に対して補助を行うとともに、食品中の放射性物質に関する調査研究を行う。

＜第3 今後の災害への備え＞

○医療情報連携・保全基盤の整備【新規】 9.5億円

- ・医療機関の主要な診療データを、平時から標準的な形式で外部保存しバックアップすることにより、災害時にも過去の診療情報を参照できる手段を確保し、継続した医療の提供を可能とするとともに、平常時には連携医療機関相互でデータの閲覧を可能とし、質の高い地域医療連携に活用できる医療情報連携・保全基盤を整備する。

○災害時の安心につながる在宅医療連携体制の推進【新規】 10億円

- ・災害が発生した場合にも在宅医療を必要とする人が安心して医療サービスを受けることができるよう、地域での多職種協働による包括的かつ継続的な在宅医療の提供に向け、医療機関等による連携を推進するとともに、災害時の在宅医療に必要な備品の整備を併せて行う。

○災害時の障害児・者への福祉サービス提供体制の基盤整備【新規】 45億円

- ・災害時に、障害福祉サービス事業所や障害児施設等に障害児・者の緊急の受入が可能となる設備等を備えた防災拠点等の整備を推進する。

○水道施設の防災対策 176億円

- ・東日本大震災を教訓として、東海地震や東南海・南海地震など、大地震の切迫性が高いと想定される地域での水道施設の耐震化を推進する（基幹管路の耐震化率31%：平成22年度）。

※ ○発達障害者への災害時支援【新規】 45百万円

- ・発達障害者支援センター等の関係機関の連携による災害時の対応や避難場所の確保など、災害時の支援に効果的な方法等のマニュアルを作成する。

※ ○国立高度専門医療研究センターによる東日本大震災からの医療の復興に資する研究【新規】 5億円

- ・被災地の医療復興を実現するため、国立高度専門医療研究センターの専門性を活かして、個別の疾患等の特性に応じた在宅医療や心のケアに関する研究を実施する。